

12 施設整備事業費等及び費用対効果

(3)費用対効果

費用対効果について、本計画では、定性効果（評価）と定量効果（経済効果）をもってはかることとする。

定量効果（経済効果）については、観光協会ヒアリング、松阪市観光統計データに基づく試算に加え、移動時間 2 時間圏域を誘致圏（マーケット）にとらえた来訪者予測による 3 つの方法論から、施設建設効果及びこれに伴うまちなかの回遊性向上効果による来訪者増を予測する。この来訪者を日帰りの来訪者と仮定し、個人消費額単価（日帰り）を乗して経済効果とする。

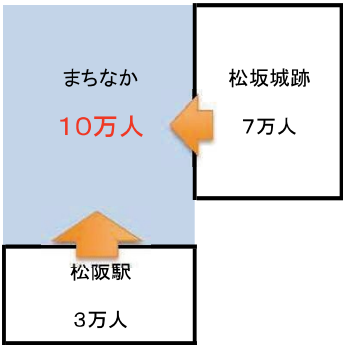
この結果、施設建設効果とそれに伴うまちなか回遊性向上効果により、松阪市のまちなかに4.2万人～7.0万人の来訪者増が見込まれ、約2.0億円～約6.1億円の経済効果が予想される。

①来訪者予測

1)観光協会ヒアリング

※現地カウントによる試算

観光協会の独自調査によると松坂城跡に7万人、松阪駅から3万人の来訪者があり、加えると、まちなかには年間10万人の来訪者が訪れていると推計している。



2)松阪市観光統計データ

※平成20年度～24年度 平均値

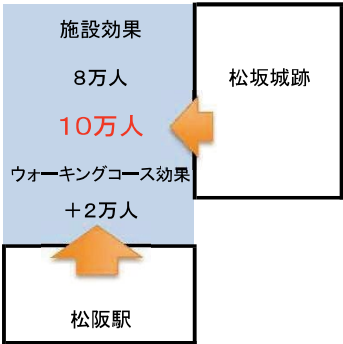
| 公称      | 33万人   |
|---------|--------|
| 松阪商人の館  | 1. 7万人 |
| 歴史民俗資料館 | 1. 5万人 |
| 本居宣長記念館 | 2. 5万人 |
| 御城番屋敷   | 3. 0万人 |

出典：三重県「観光レクリエーション入込客数推計書（平成25年）」

松阪市の観光統計によるとまちなかで最も集客している観光施設は、御城番屋敷で年間3万人となっている。

3)誘致圏域設定による来訪者数

移動距離2時間圏域の人口をマーケットにとらえて、施設の建設効果による来訪者予測をしたところ、年間8万人の来訪者数となる。これにウォーキングコースの設定など、まちなか全体で集客力がアップすることによりプラス2万人の来訪者増を見込んでいる。



|             |        |
|-------------|--------|
| 施設効果        | 6. 7億円 |
|             | 90人雇用  |
| ウォーキングコース効果 | 8. 5億円 |
|             | 114人   |

②定性効果

松阪市のまちなかが目指す観光振興とは、松阪にヒトを引き寄せる魅力を創出していくプロセスに他ならない。

- ・まちなかの歴史や文化、伝統、景観等を学び、大切に守り、育むこと
- ・住民の地域への愛着や誇りを醸成し、個性溢れる魅力形成へとつなげること
- ・まちなかの魅力にひかれて、松阪に共感する旅行者が松阪を訪れること
- ・まちなかが持てる地域資源を十分に活用することで、まちなかが活性化すること

これらの効果をめざし、観光交流拠点（本館・別館）の整備、松阪市歴史民俗資料館の活用により、まちなかガイド機能の再編集を進めとともにウォーキングルートの整備に取り組むことで、松阪にヒトを引き寄せる魅力を創出する。

③定量効果（経済効果）

1)誘致圏の設定による来訪者予測による効果測定

現状のまちなか施設集客力を御城番屋敷の3. 0万人／年と仮定する

誘致圏域設定による来訪者を8. 0万人～10. 0万人と仮定する

|                |        |                |
|----------------|--------|----------------|
| 御城番屋敷          |        | 3.0万人          |
| 観光交流拠点等施設の建設効果 |        | 8.0万人 ～ 10.0万人 |
| 参考             | 5.0万人増 | 7.0万人増         |

◆経済効果（統計データ別）

|                                  |        |        |   |        |
|----------------------------------|--------|--------|---|--------|
| ① 全国観光入込客統計に関する共通基準（平成25年）[三重県内] | 4,662円 | 約2.3億円 | ～ | 約3.3億円 |
| ② 全国観光入込客統計に関する共通基準（平成25年）[三重県外] | 8,668円 | 約4.3億円 | ～ | 約6.1億円 |
| 個人消費額単価（日帰り）                     |        | 経済効果   |   |        |

出典：国土交通省観光庁「全国観光入込客統計に関する共通基準（平成25年）」

※個人消費額単価：四半期ごとの三重県内にある観光地点を訪れた観光入込客1人当たりの属性別平均消費額で、三重県の県内／県外別の観光入込客の消費額単価及び県内／県外別の日帰り客の消費額単価です。なお、三重県外での消費分については、三重県の観光消費額単価には含めないものとします。

2)類似施設における推計による来訪者予測による効果測定

類似施設における推計

＜全国類似施設＞

|              |           |
|--------------|-----------|
| ・延床面積あたり来館者数 | 24.62 人／㎡ |
| ・展示面積あたり来館者数 | 89.72 人／㎡ |

＜三重県内博物館＞

|              |           |
|--------------|-----------|
| ・延床面積あたり来館者数 | 19.87 人／㎡ |
| ・展示面積あたり来館者数 | 80.35 人／㎡ |

| 【㈱トータルメディア開発研究所 独自データ】 |                          |                          |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 来館者数の推計                | 延床面積（㎡）<br>× 延床面積あたり来館者数 | 展示面積（㎡）<br>× 展示面積あたり来館者数 |
| 観光交流拠点（本館）             | 8,405                    | 22,659                   |
| 観光交流拠点（別館）             | 10,432                   | 30,774                   |
| 松阪市立歴史民俗資料館            | 4,709                    | 19,043                   |
| 合計                     | 23,546                   | 72,476                   |
|                        | 2万人                      | ～7.2万人                   |

現状のまちなか施設集客力を御城番屋敷の3. 0万人／年と仮定する

三重県内類似施設の延床面積・展示面積あたりの来訪者数による試算によると2. 0万人～7. 2万人／年となる。

|                |   |               |
|----------------|---|---------------|
| 御城番屋敷          |   | 3.0万人         |
| 観光交流拠点等施設の建設効果 |   | 2.0万人 ～ 7.2万人 |
| 参考             | ～ | 4.2万人増        |

◆経済効果（統計データ別）

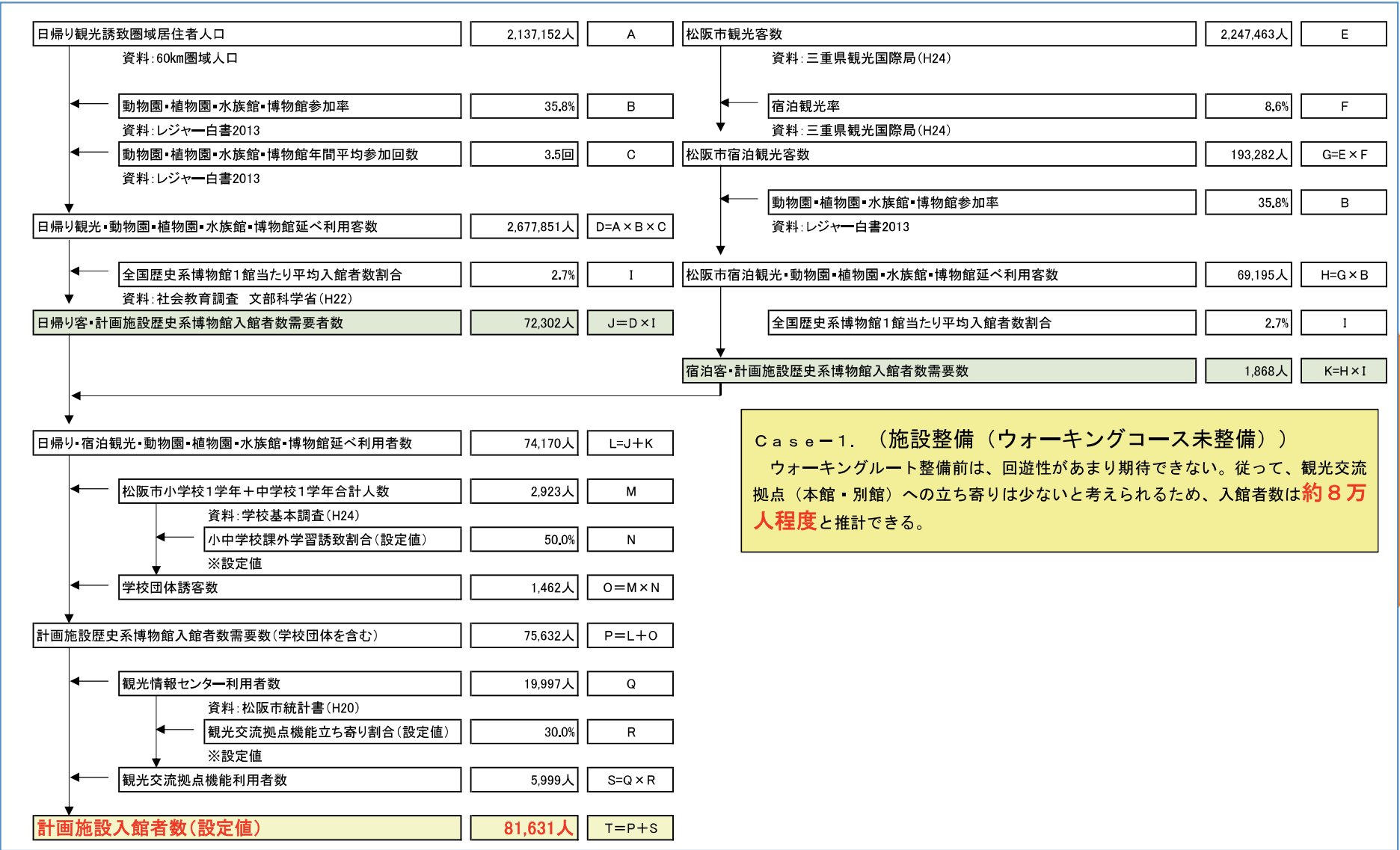
|                                  |        |      |        |
|----------------------------------|--------|------|--------|
| ① 全国観光入込客統計に関する共通基準（平成25年）[三重県内] | 4,662円 | ～    | 約2.0億円 |
| ② 全国観光入込客統計に関する共通基準（平成25年）[三重県外] | 8,668円 | ～    | 約3.6億円 |
| 個人消費額単価（日帰り）                     |        | 経済効果 |        |

12 施設整備事業費等及び費用対効果

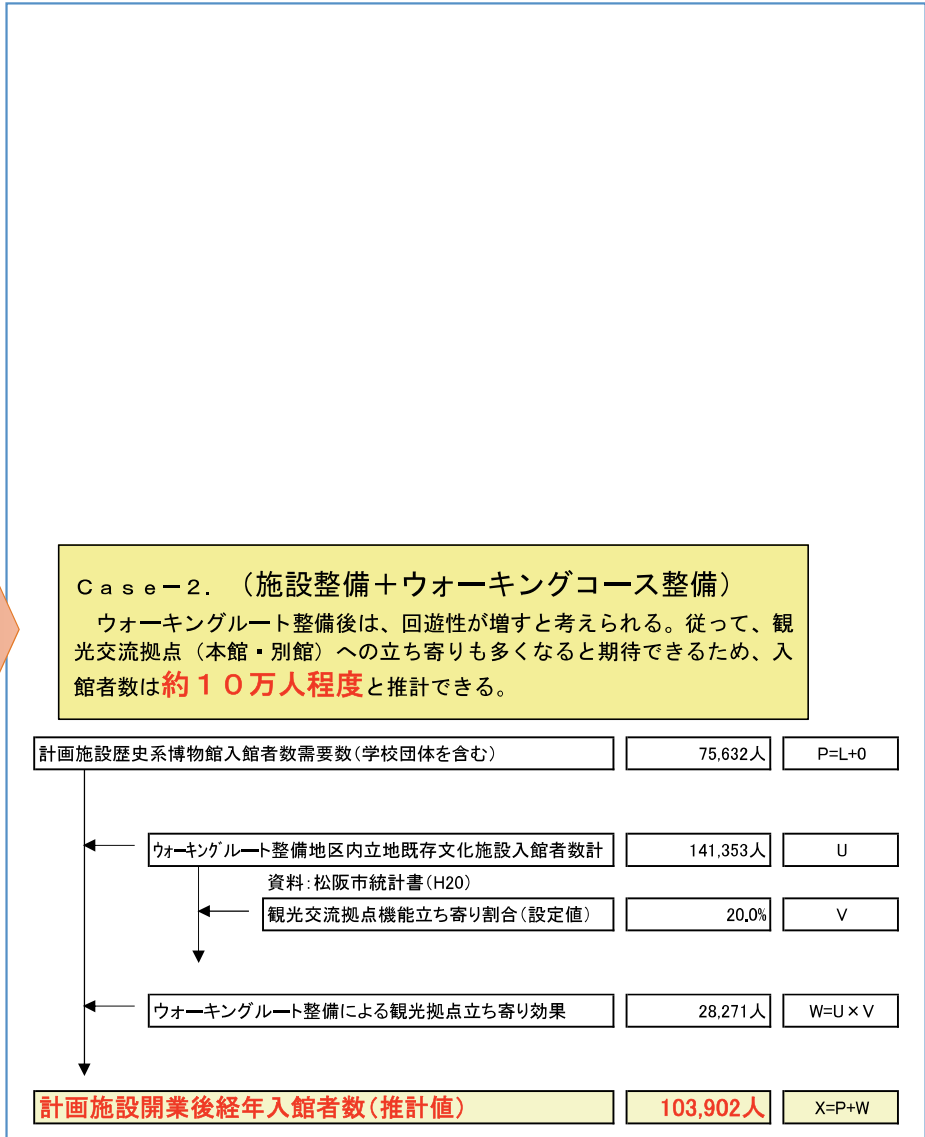
(4) 誘致圏域設定による費用対効果の算出(参考)

前述の3つの方法論による来訪者増予測に個人消費額単価を乗する手法に加え、均衡算出高モデルを使用した産業連関分析により、来訪者増による松阪市内の経済効果を算出する。  
この結果、施設整備のみによる経済効果(直接効果)は6.70億円、雇用創出効果は90人と予想される。  
また、ウォーキングルート整備によるまちなか回遊性向上による経済効果(直接効果)を加えると8,48億円、雇用創出効果は114人と予想される。

■ CASE-1:施設整備(ウォーキングルート未整備) 入館者数の推計



■ CASE-2:施設整備+ウォーキングルート整備 入館者数の推計



○ CASE-1(施設整備(ウォーキングコース未整備)): 松阪市内・経済波及効果

○均衡算出高モデルを使用した産業連関分析(36部門・移誘入を考慮)  
計画施設設置に係る観光客の増加による松阪市内経済効果は下記のとおりである。

○計画施設設置に係る観光客増による経済波及効果(松阪市全体)

|                 | 直接効果(A) | 第1次波及効果 | 第2次波及効果 | 総合効果(B) | (B)÷(A) |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総合効果            | 6.70億円  | 1.58億円  | 1.08億円  | 9.36億円  | 1.40倍   |
| 雇用者所得(賃金・棒給)誘発額 | 1.90億円  | 0.30億円  | 0.17億円  | 2.38億円  | 1.25倍   |
| 粗付加価値誘発額        | 4.21億円  | 1.86億円  | 0.66億円  | 5.73億円  | 1.36倍   |

○ CASE-1: 松阪市内・雇用創出効果

○均衡算出高モデルを使用した雇用創出効果分析  
計画施設設置に係る観光客の増加による松阪市内雇用創出効果は下記のとおりである。

○計画施設設置に係る観光客増による雇用創出効果

|      | 直接効果(A) | 第1次波及効果 | 第2次波及効果 | 総合効果(B) | (B)÷(A) |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総合効果 | 90人     | 8人      | 5人      | 103人    | 1.15倍   |

○ CASE-2(施設整備+ウォーキングコース整備): 松阪市内・経済波及効果

○均衡算出高モデルを使用した産業連関分析(36部門・移誘入を考慮)  
計画施設設置に係る観光客の増加による松阪市内経済効果は下記のとおりである。

○計画施設設置に係る観光客増による経済波及効果(松阪市全体)

|                 | 直接効果(A) | 第1次波及効果 | 第2次波及効果 | 総合効果(B) | (B)÷(A) |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総合効果            | 8.48億円  | 2.01億円  | 1.36億円  | 11.85億円 | 1.40倍   |
| 雇用者所得(賃金・棒給)誘発額 | 2.41億円  | 0.39億円  | 0.22億円  | 3.01億円  | 1.25倍   |
| 粗付加価値誘発額        | 5.34億円  | 1.09億円  | 0.83億円  | 7.25億円  | 1.36倍   |

○ CASE-2: 松阪市内・雇用創出効果

○均衡算出高モデルを使用した雇用創出効果分析  
計画施設設置に係る観光客の増加による松阪市内雇用創出効果は下記のとおりである。

○計画施設設置に係る観光客増による雇用創出効果

|      | 直接効果(A) | 第1次波及効果 | 第2次波及効果 | 総合効果(B) | (B)÷(A) |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総合効果 | 114人    | 10人     | 7人      | 131人    | 1.15倍   |

## 12 施設整備事業費等及び費用対効果

### (5) 事業手法の検討

松阪市では、新たな公共施設等の設計・建設・改修・維持管理・運営を行う場合、平成26年 8 月策定の『松阪市PFI活用指針』に定めるPFI導入の目的をふまえ、市民サービスの向上や財政の効率化等が十分に期待できる事業については、民間からの提案も含め、PFIの導入を積極的に検討する。

本計画における施設整備事業について、同指針の「PFI等事業手法の導入可能性チェックシート」ならびに「PFI手法の適正評価チェックシート」により、PFIの導入を検証したところ、観光サービスの提供、集客イベントの企画・実践、旅行商品の造成、後方・情報発信など、民間ノウハウの提供・活用部分は大きいと考えられるが、事業規模等に加え、観光交流拠点施設（本館・別館）は無料施設として計画され、入館料収入等が見込めないため、PFI事業の導入の可能性は低いと考えられる。

#### ①PFI等事業手法の導入可能チェックシート

| 要 件                                                 |                                                                                                                                          | 理 由                                                  |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ①民間の経営や運営に関するノウハウを生かすことができるもの                       |                                                                                                                                          |                                                      |
| 安定的かつ継続的なサービス需要が見込まれるか                              | ■将来にわたり安定したサービス需要が見込まれる<br>□将来的にある程度安定したサービス需要が見込まれる<br>□将来において、サービス需要の変化が予想される                                                          | 松阪市内の観光需要は安定的、継続的に推移しており、当整備により更なるサービス需要を見込んでいる。     |
| 民間に同種・類似の業務が存在するか                                   | □多く存在する<br>■ある程度存在する<br>□存在しない                                                                                                           | 多くはないが、ある程度存在する。                                     |
| 民間ノウハウの活用により効率的なサービスの提供が可能であるか                      | ■可能<br>□ある程度可能<br>□困難又は不可能                                                                                                               | 観光サービスの提供、集客イベント、旅行商品の造成、広報・情報発信など、民間ノウハウの活用は不可欠である。 |
| 収益性の程度はどのくらいか                                       | □収入で初期投資や運営費用の回収まで可能<br>□収入で運営費用まで賄えるが投資回収は困難又は不可能<br>■収入で運営費用を賄えない                                                                      | 観光交流拠点施設(本館・別館)は無料施設であるため、入館料収入等が見込めない。              |
| ②行政が直接行う必要性が低く、民間に任せられる部分があるもの                      |                                                                                                                                          |                                                      |
| 施設設置者(又は所有者)が法令等により制限されないか                          | ■制限されない<br>□一部制限される<br>□制限される<br>(設置者等: )<br>(法令等: )                                                                                     |                                                      |
| 施設管理者が法令等により制限されないか                                 | ■制限されない<br>□一部制限される<br>□制限される<br>(管理者: )<br>(法令等: )                                                                                      | 文化財等を扱う場合、学芸員の配置等の検討が必要となる。                          |
| 行政による関与の必要性は高くないものか<br>(公権力の行使の有無や市民生活の安全性の確保の観点から) | □行政は一部のサービス水準を決定するが、最終的な事業への責任は民間事業者が負う<br>■行政は事業目的やサービス水準を提示し、民間事業者はそれらが達成される範囲で事業を実施する<br>□行政が運営の条件すべてを決定し、民間事業者が実施する<br>□行政が直接行う必要がある | 観光行政を司る施設であり、総合計画、観光ビジョン等との整合性をはかる必要がある。             |
| ③行政と民間の役割分担が明確にできるもの                                |                                                                                                                                          |                                                      |
| 事業計画の具体化に当たり民間との役割分担が明確化できるか                        | ■明確化できる<br>□ある程度明確化できる<br>□明確化できない                                                                                                       | 観光サービスの提供、集客イベント、旅行商品の造成、広報・情報発信など、役割分担は明確化できる。      |
| 民間に期待する成果が明確であるか                                    | ■明確である<br>□ある程度明確である<br>□明確でない                                                                                                           | 観光サービスの提供、集客イベント、旅行商品の造成、広報・情報発信など、民間に期待する成果が明確である。  |

#### ②PFI手法の適正評価チェックシート

| 要 件                                   |                                                                       | 理 由                                                                      |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ①適当な事業規模があり、民間の創意工夫の活用の余地が大きいもの       |                                                                       |                                                                          |
| 事業規模はどの程度か<br>(用地関係費除く)               | 事業規模(8. 4) 億円<br>(参考) 1年当たりの維持管理及び運営費<br>(1. 2) 億円<br>※金額が大きいほど適性が高い。 | 観光交流拠点(本館):4. 0億円<br>観光交流拠点(別館):3. 5億円<br>松阪市立歴史民俗資料館:0. 9億円<br>と試算している。 |
| 事業の性質、内容等からみて、民間の創意工夫の活用の余地が大きいか      | ■創意工夫の活用の余地が大きい<br>□ある程度創意工夫の活用の余地がある<br>□創意工夫の活用の余地が少ない              | 複数施設の同時期整備となると、設計、建設(展示制作)、維持管理、運営等、様々な段階で創意工夫の機会が考えられる。                 |
| ②施設の整備から運営まで一括して取り扱うことによるコスト縮減効果の高いもの |                                                                       |                                                                          |
| 一括発注が可能か                              | ■建設、維持管理及び運営を一括して発注できる<br>□建設及び維持管理を一括して発注できる<br>□一括発注できない            | 参入事業者は限られるが、一括発注は不可能ではない。                                                |
| 性能発注が適しているか                           | ■性能発注が適している<br>□概ね性能発注が可能であるが、一部仕様発注する必要がある<br>□性能発注が適さない             | 観光サービスの提供、集客イベント、旅行商品の造成、広報・情報発信など、民間ノウハウ提供、提案部分が大きいと考えられる。              |
| 民間の技術ノウハウの活用の余地は大きいか                  | ■活用の余地が大きい<br>□ある程度活用の余地がある<br>□活用の余地がほとんどない                          | ICT の活用等、民間技術の活用の余地は大きい。                                                 |
| 民間の競争原理が働くか                           | □多くの民間事業者の参入が見込まれる<br>□ある程度民間事業者の参入が見込まれる<br>■民間事業者の参入が見込めない          | 観光交流拠点施設(本館・別館)は無料施設であるため、入館料収入等の収益が見込めない。                               |
| 補助金制度があるか                             | □ある<br>→□PFI の場合にも適用がある<br>→□PFI の場合には適用がない<br>■ない                    |                                                                          |
| 簡略型手法の導入について                          |                                                                       |                                                                          |
| 過去に同様事業の PFI 実績があるか                   | □ある → 簡略型Ⅰ・Ⅱが適切<br>■ない → 従来型                                          |                                                                          |
| 過去の PFI 同事業実績から簡略型を導入することが適切と考えるか     | □考える → 簡略型Ⅰ・Ⅱが適切<br>□考えない → 従来型                                       |                                                                          |
| 基本計画・導入可能性調査を担当課で実施できるか               | □できる → 簡略型Ⅱが適切<br>□できない → 簡略型Ⅰ・Ⅱが適切                                   |                                                                          |
| 基本計画・導入可能性調査を一部委託すれば担当課で実施できるか        | □できる → 簡略型Ⅱが適切<br>□できない → 簡略型Ⅰが適切                                     |                                                                          |

13 施設運営に関する考え方

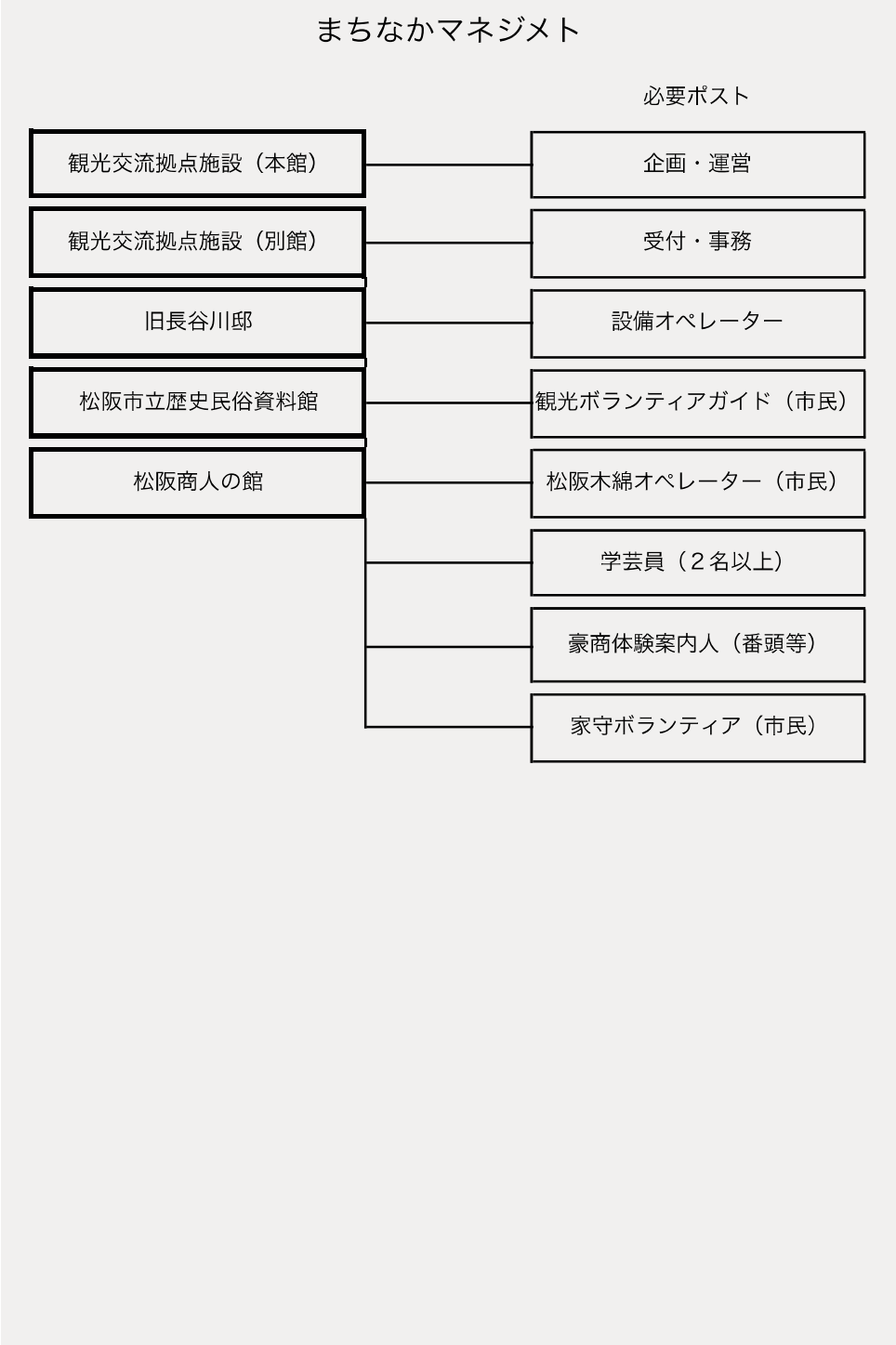
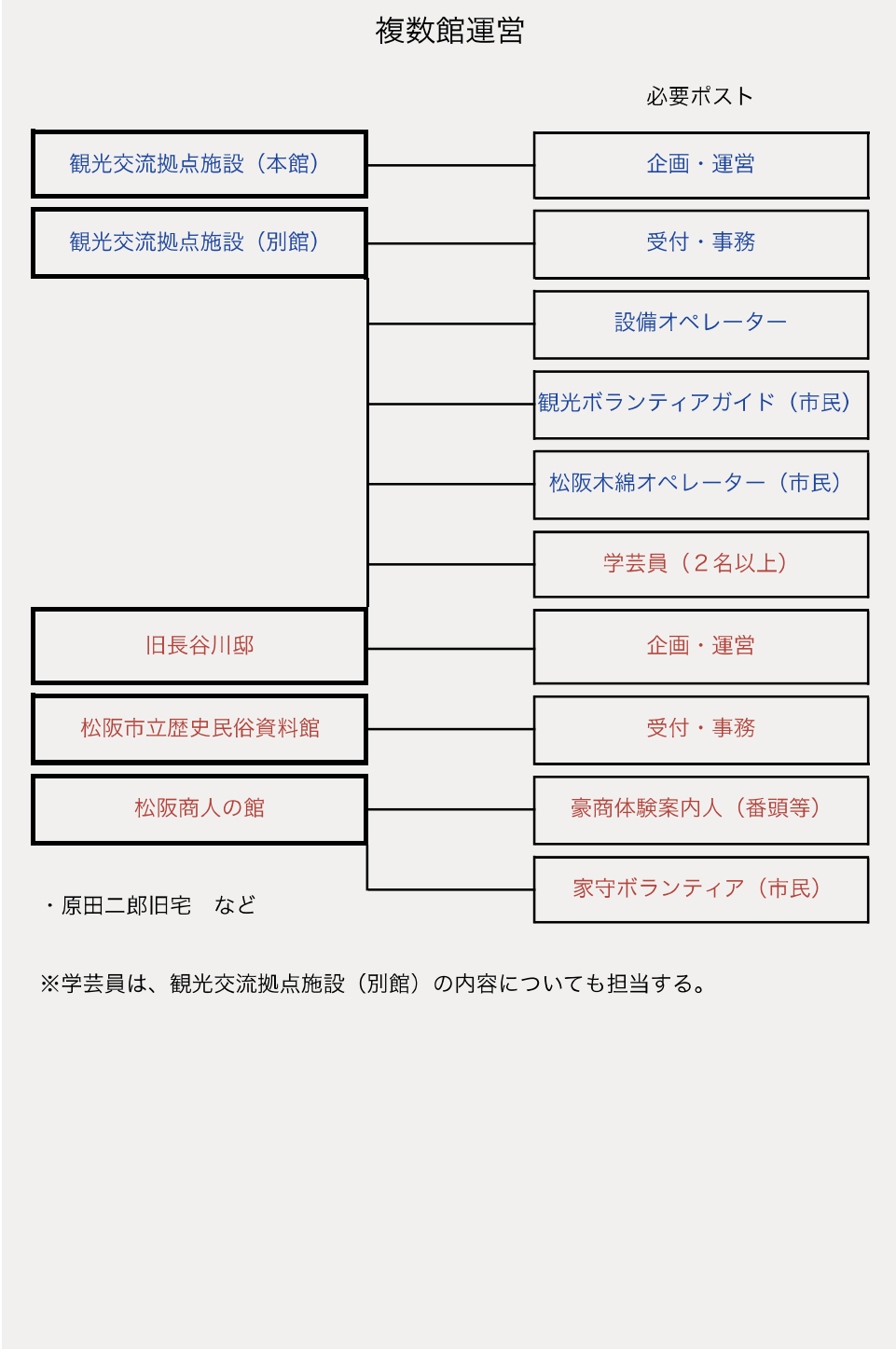
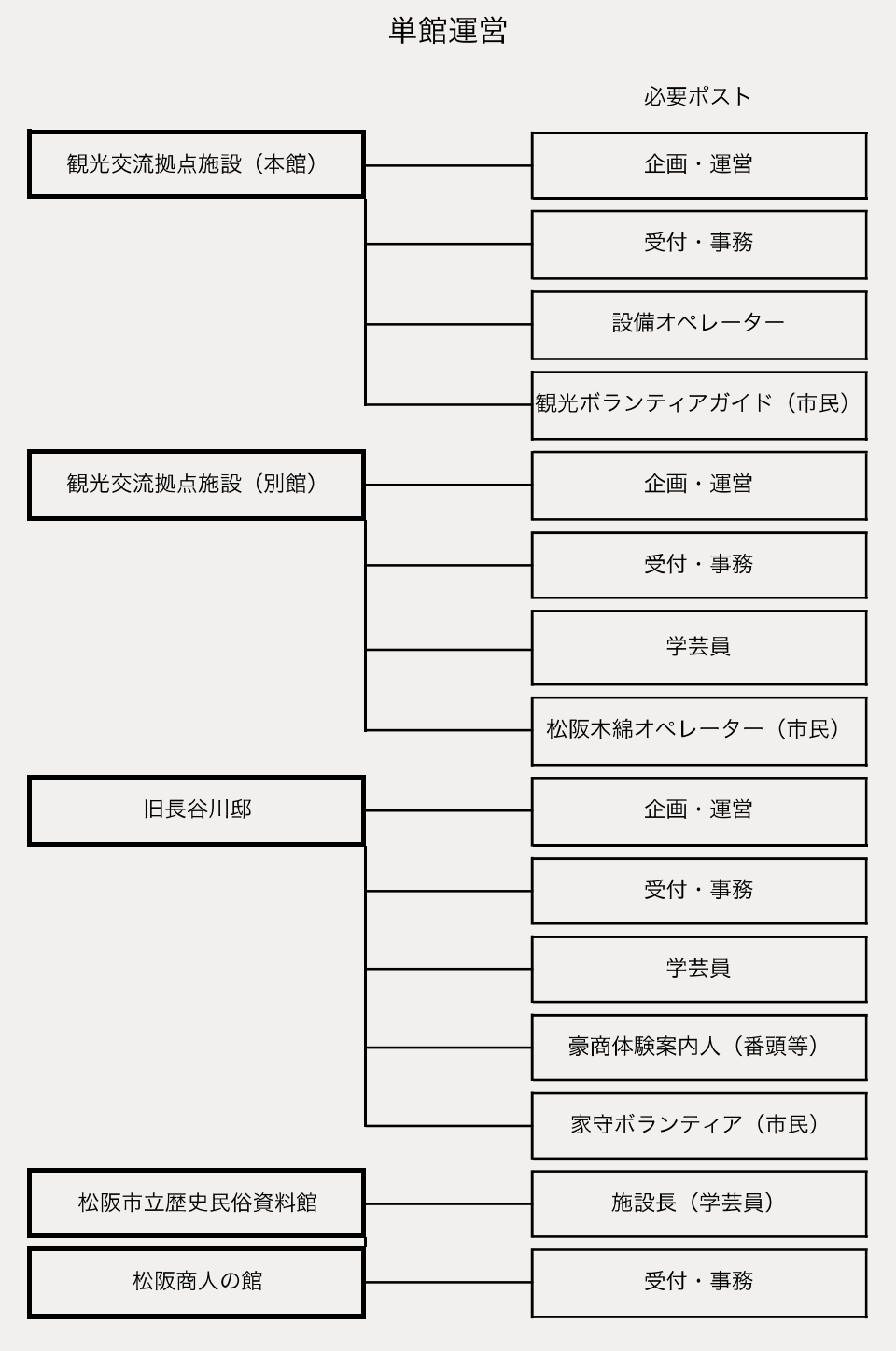
施設運営のパターンとして、本計画では、単館運営から複数館運営、さらにはまちなか全体の文化振興、観光振興をはかるまちなかマネジメントまで、3の段階で検討する。

今後、本計画では、まちなかにとどまらず市内の関連施設も含めて施設運営全般について検討することを視野にいれつつ、当面は指定管理による複数館運営をめざす。

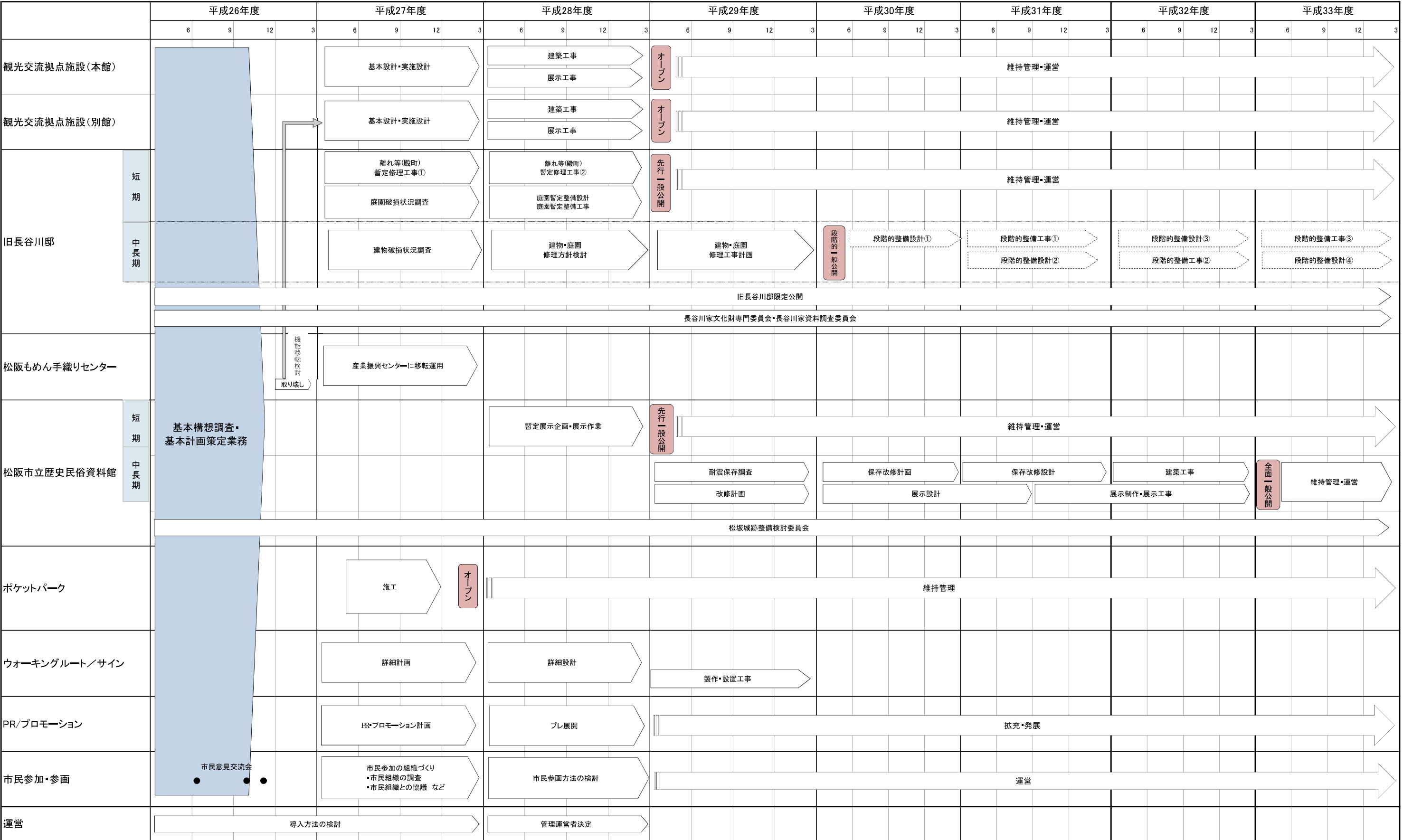
| 施設運営パターン | 単館運営                                                                                                |                                                               | 複数館運営                                                     | まちなかマネジメント                                                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 施設（所管）ごと運営する。                                                                                       |                                                               | 所管ごとに類似施設を複数館まとめて指定管理する。<br>スケールメリットを出すことで効果効率的な施設運営をめざす。 | 各施設の運営にとどまらず、まちなか全体、さらには松阪市全体の文化振興、観光振興に関する事業をプロデュース＆マネジメントする                                         |
|          | 市直営                                                                                                 | 指定管理運営                                                        | 指定管理運営                                                    | 指定管理運営                                                                                                |
|          |                                                                                                     |                                                               |                                                           |                                                                                                       |
|          |                                                                                                     | ・民間活力、ノウハウの導入がはかられる。                                          | ・単館運営と比較して、スケールメリットを出すことで、民間のノウハウがさらに活用できる。               | ・まちなかの文化振興、観光交流戦略が立てやすく、まちなか全体でマネジメントが可能となる。<br>・施設間の連携について現場で判断しやすくなる。<br>・人材育成や人材交流など、効率化の検討が可能となる。 |
|          | ・施設運営が細分化され、また、民間活力、ノウハウの導入がはかれない。<br>・まちなかの文化施設、観光集客施設全体を有機的に機能させるため、庁内調整会議（庁内連絡会議）でのマネジメントが重要になる。 | ・まちなかの文化施設、観光集客施設全体を有機的に機能させるため、庁内調整会議（庁内連絡会議）でのマネジメントが重要になる。 | ・観光施設と文化施設間の連携について現場での判断が難しくなる。判断に時間を要する                  | ・特徴の違う複数施設の指定管理を担える事業者は限られてくる。                                                                        |

13 施設運営に関する考え方

単館運営から複数館運営、さらにはまちなか全体の文化振興、観光振興をはかるまちなかマネジメントに至る過程で、「企画・運営」のポストの一元化、「受付・事務」の効率化、「学芸員」の多角的活躍が予想され、民間活力、ノウハウの導入がはかれるとともに、松阪市全体で効率的な施設運営をめざす。



14 松阪市観光交流拠点施設等整備事業スケジュール(案)



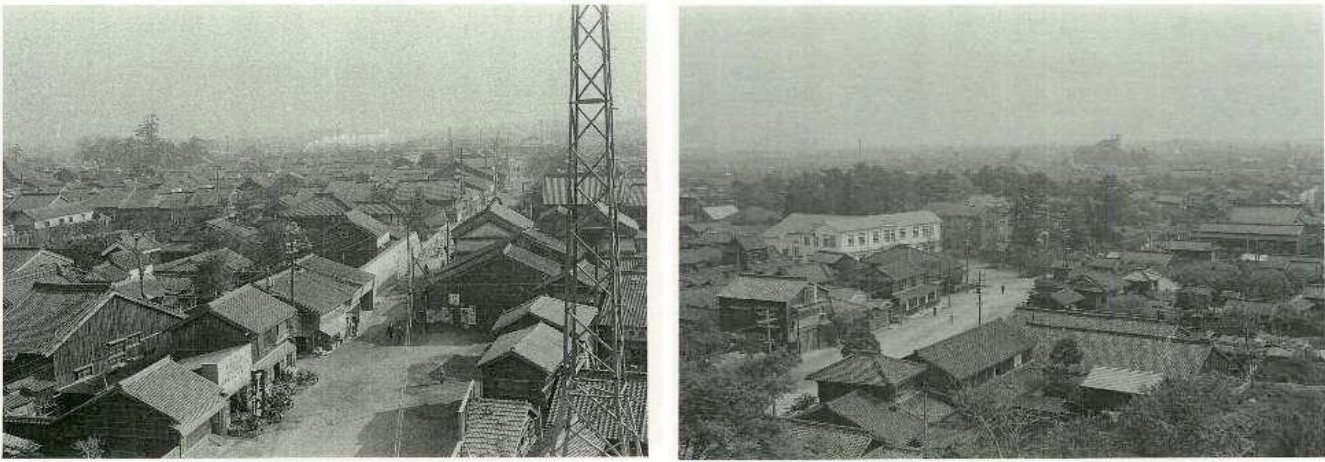
基本計画をまとめるにあたり、下記の事項について十分に検討し、今後の基本設計・実施設計に反映していくこととする。

## ● 中長期的なビジョンに基づく取組の実践

- ・「創造的人材育成」「起業家育成」「まちを愛し、まちで暮らし続ける市民の育成」、松阪の中長期的なビジョンに賛同（共感）する人材の受け入れなど、松阪の背後にある「創造力」「人材育成力」「マネジメント力」を次代につなぐ中長期的な視点とそれに基づく取組を検討する必要がある。
- ・大手通りの景観形成などを想定した上での、現時点での施設整備のあり方を検討する必要がある。

## ● 建築設計（基本設計・実施設計）のプロセスデザイン

基本設計・実施設計に向けて、建築デザインコード、モチーフ、構造、素材等を検討し、意思決定するための会議体をデザインする必要がある。



昭和20年代後半の松阪のまちなみ

- ・旧長谷川邸の整備にあわせて、工事車両、重機のルート確保はもとより、資材置き場の確保などを検討する必要がある。

## ● 展示詳細設計（基本設計・実施設計）のプロセスデザイン

- ・展示詳細設計に向けて、展示構成に基づく詳細調査、「松阪ものがたり」のコンテンツ制作の進め方及び専門家、関係者、市民の関わり方をデザインする必要がある。

## ● 文化財の保存と活用のバランス調整

- ・旧長谷川邸の庭園、及び建物の文化財的価値、評価を待つとともに、「長谷川家文化財専門委員会」、「長谷川家資料調査委員会」等との共通議論の場を創出する必要がある。

## ● 費用対効果の算出と事業手法の検討

- ・費用対効果の算出は、現状の統計調査結果から増加する来訪者数を算出し、個人消費単価（日帰り）を乗して算出しているため算出額は幅をもたせた予測値となっている。今後、基本設計・実施設計に伴い、観光統計調査方法の確立を待つて、その精度をあげる必要がある。
- ・観光交流拠点（本館・別館）が観光情報サービスを提供するサービス施設であることと来訪者増を期して無料としていることから、入館料収入等が見込めないため、PFI事業の導入は難しいと判断している。今後、施設運営上、有料・無料の考え方に変化があれば費用対効果の算出、事業手法の検討について再検討の必要があり、基本設計・実施設計に伴い、その精度をあげる必要がある。

## ● まちなかガイダンス機能の再編集から市内ガイダンス施設の再編集へ

- ・施設運営は単館運営ではなく指定管理による複数館運営をめざすこととしているが、今後、複数館運営の次の展開に向けて、観光交流拠点（本館・別館）を核として、松浦武四郎記念館等、市内各所の観光、文化施設と連携強化に取り組む必要がある。

## ● まちなか観光振興から全市域の観光振興へ

- ・まちなか観光の充実から、射和、中万、市場庄などの市内各所との観光連携に取り組む必要がある。

## ● ウォーキングルートの多様な運用

- ・まちなかでは3つの推奨ルートを基本に、来訪者のニーズにより独自の運用がされている。基本計画は、ルートとテーマの設定にとどまっていることから、今後、半日コース、1時間コースなど、来訪者の滞在時間に応じたルート運用の検討が必要である。

## ● まちなかマネジメントの実施に向けたまちなかマネジメントの仕組みの構築

- ・まちなか観光ボランティアガイドを育成するとともに、旧長谷川邸の活用を進めるにあたっての（仮称）家守ボランティアの組織化、観光協会/商工会議所/商店街連合会/その他まちづくり活動諸団体との活動の協調に取り組み、専門性を有する人材、組織の関与の方策を検討する必要がある。

## ● 観光統計調査方法の確立と広報戦略の樹立

- ・「観光入込客統計に関する共通基準」等に基づいた入込客に関する観光統計調査方法を確立し、観光統計調査に基づく観光広報戦略を樹立する必要がある。

観光交流拠点施設にかかる検討の経緯については、以下に整理する。

平成25年4月

◆旧長谷川邸寄贈

・旧長谷川邸の活用方策の検討

・まちなか観光の推進方策の検討

◆観光交流拠点施設の検討

平成25年8月

◆観光交流拠点用地として長谷川家駐車場購入

・旧長谷川邸の活用方策の検討

・まちなか観光の推進方策の検討

平成25年8月

◆地下1階・地上2階案の検討

松阪もめん手織りセンター跡地を駐車場とする案

平成26年3月

◆旧長谷川邸をはさんで南北分棟型の提案を採用

◆旧長谷川邸への景観配慮等から松阪もめん手織りセンター跡地も含めて検討開始

◆基本構想で比較検討

【まちなか観光振興にかかる市民要望】

・観光客が集って休憩する場所(特にトイレ)が欲しい

・まとまって食事をする場所が欲しい

・お土産物を買う場所が欲しい

【市民要望を受けて観光交流拠点施設に求める機能】

・まちなかの観光案内

・ガイドボランティア拠点

・休憩便益機能

・物販機能

【その他必要な検討と条件】

・旧長谷川邸の保存・活用(公開支援)

・松阪もめん手織りセンター機能

平成26年8月

◆基本構想案

・松阪もめん手織りセンター跡地に観光交流拠点(本館)

・旧長谷川邸隣接地に観光交流拠点(別館)

平成26年9月

◆基本計画で比較検討

【優先機能の確認】

○旧長谷川邸の保存・活用(公開支援)

○まちなかの観光案内

・まちなかを一望できるグラフィックやICTによる観光情報提供 ……150㎡程度

・まちなかの歴史的重層性を伝えるための映像による松阪紹介 ……150㎡程度

○ガイドボランティア拠点

○休憩便益機能 ……100㎡程度

○松阪もめん手織りセンター機能 ……活動規模維持のため、150～200㎡必要

当基本計画では、観光交流拠点機能について、必要とする機能の優先順位等から、限られた敷地条件のもとで、松阪もめん手織りセンター跡地、旧長谷川邸隣接(大手通り側)敷地を十分に活用することはもとより、近接する産業振興センター等との連携も視野に入れて観光交流拠点施設の機能配置を検討する。

【途中経過】

|       | 観光交流拠点(本館) | 観光交流拠点(別館) |
|-------|------------|------------|
| 最大面積案 | 3層案        | 2層案        |
|       | 3層案        | 1層案        |
|       | 2層案        | 2層案        |
| 最小面積案 | 2層案        | 1層案        |

◆基本計画案

観光交流拠点(本館)

敷地松阪もめん手織りセンター跡地

配置機能

・観光拠点となる「まちなかの観光案内」機能

・交流拠点となる「ガイドボランティア拠点」機能

・休憩便益機能

※三井家発祥地であることから三井家の情報発信につとめる

観光交流拠点(別館)

敷地長谷川邸隣接(大手通り側)敷地

配置機能

・旧長谷川邸の保存・活用(公開支援)機能

・松阪もめん手織りセンター機能

・観光拠点となる「まちなかの観光案内」機能

・休憩便益機能

※旧長谷川邸に隣接していることから、旧長谷川邸(庭園・建物)と一体的に活用をはかる

34